

# 指定短期入所生活介護運営規程

社会福祉法人 端午会

短期入所生活介護事業所 ところの苑

# 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業運営規定

## （事業の目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人端午会（以下「事業者」）が開設する指定短期入所生活介護事業所ショートステイところの苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供し、居宅の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## （事業の運営の方針）

第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定短期入所生活介護の事業は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活 機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 1 名称 ショートステイところの苑
- 2 所在地 所沢市大字久米宮ヶ谷戸1538-2・・・（介護老人福祉施設ところの苑内）

## （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護老人福祉施設ところの苑 施設長）  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名（ひかりクリニック和光）  
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康維持のための適切な措置を取る。
- 三 生活相談員 2名以上（介護老人福祉施設ところの苑兼任）  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、個別援助計画の作成、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。又、常に介護支援専門員との連携を図り施設サービス計画につなげる。

- 四 看護職員 4名以上（常勤、介護老人福祉施設ところの苑兼任）  
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 6名以上（介護老人福祉施設ところの苑兼任）  
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 栄養士（管理栄養士） 1名以上（介護老人福祉施設ところの苑兼任）  
栄養士（管理栄養士）は、給食の献立作成、利用者の栄養指導、委託調理員の指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1名以上（介護老人福祉施設ところの苑兼任）  
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 調理員  
運営委託とする。委託調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- 九 事務職員 3名以上  
事務職員は、必要な事務（庶務及び会計業務等）を行う。
- 十 運転手  
運転手は、利用者の送迎を行う。
- 十一 歯科衛生士 1名以上（介護老人福祉施設ところの苑兼任）  
利用者の口腔ケア全般のサービス提供や指導を行う。

（指定短期入所生活介護の利用定員）

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- 一 利用定員 10人
  - ・空床利用の場合「特別養護老人ホームの定員10人以内とする。」
- 二 ユニット数及びユニットごとの利用定員
  - ・ユニット数 8ユニット
  - ・ユニットごとの利用定員 10人

（指定短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものとする。
- 2 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
  - 一 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
  - 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - 四 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
  - 五 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
  - 六 利用者の心身の状況に応じて、利用時（一週の内2回以上）に入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
  - 七 栄養、利用者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

- 八 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保険医療サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(短期入所生活介護計画の作成)

第7条 管理者又は相談員は、相当期間（概ね連続する4日以上）に渡り継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 管理者又は相談員は、上記の短期入所生活介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 短期入所生活介護の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(会議・委員会)

第8条 管理者は施設の円滑な運営を図り、利用者により良い生活の質の向上のためのサービスの提供がなされるよう次の会議・委員会等を設置する。

- 1 会 議
  - 一 経営会議
  - 二 運営会議（生活課・地域課）
  - 三 入所判定・決定会議
  - 四 ケアプラン会議
- 2 委 員 会
  - 五 衛生管理委員会
  - 六 感染症対策委員会
  - 七 ケア（生産性）向上・排泄委員会
  - 八 サービス向上委員会
  - 九 事故・身体拘束・虐待防止委員会
  - 十 給食・摂食嚥下サポート委員会
  - 十一 労働・安全衛生管理委員会
  - 十二 防災委員会
  - 十三 褥瘡予防委員会
  - 十四 第三者委員会

(指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第9条 指定短期入所生活介護及び、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 一 滞在費 ユニット型個室 1日あたり 2,500円  
ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。
- 二 食費 1日あたり 1,950円（朝食500円、昼食850円、夕食600円）

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
  - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選択する特別な個室を利用した場合の利用料。
  - 四 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）  
1 8 8 円（1 割）、3 7 6 円（2 割）、5 6 5 円（3 割）
  - 五 特別な食事の提供費 実費
  - 六 理美容代 実費
  - 七 日常生活費 1 0 0 円／1 日あたり（おしぼり・バスタオル等）
  - 八 その他日常生活上の便宜にかかる費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に 文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

（通常の事業の実施地域）

第 1 0 条 通常の事業の地域は所沢市及び近隣の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第 1 1 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守する事。
- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
  - 二 火気の取り扱いに注意すること。
  - 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
  - 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

- 第 1 2 条 指定短期入所生活介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

- 第 1 3 条 事業所は、消防法等の規定に基づき防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を、可能であれば地域住民の参加も得ながら行なうものとする。

（感染症対策）

- 第 1 4 条 施設は、感染症の防止対策及び発生時の対応マニュアルの整備、職員研修、シミュレーション等を行い、感染症発生防止、感染症拡大防止に努めることとする。
- 2 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員（テレビ電話等を活用

して行うことができるものとする)を概ねに3月に1回以上開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体拘束の制限)

第16条 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

2 施設は、身体拘束等の適正化のための検討を行う委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。

(虐待発生の防止)

第17条 事業所は、利用者の尊厳の保持・人格尊重を重視し、虐待の未然防止の取り組み、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応を行うこととする。次の各号に掲げる取り組みを行う。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

五 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等 高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した 場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護 サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(業務継続計画)

第19条 施設は、感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスが提供できるよう、業務継続計画の策定、研修の実施、シミュレーションを行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内とし、能力や習熟度にて短縮や延長する場合もある。
- 二 継続研修 年2回以上
- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は平成17年10月 1日から施行する。

この規定は令和 元年10月26日から施行する。

この規程は、令和5年10月28日から施行する。

この規程は、令和6年 3月16日から施行する。

この規程は、令和7年 3月22日から施行する。